

公益社団法人 愛知県看護協会

「看護のこころ募金」助成要綱

1 目的

公益社団法人愛知県看護協会（以下「本会」という）は、看護職が、県民のより良い健康と福祉に貢献できるような様々な活動に取り組んでいる。その一つとして、社会貢献に対する会員の意識向上を図るとともに、会員から「看護のこころ募金」として寄付を募り、もって備品購入を助成することにより福祉施設等を支援する。

2 募金方法

1) 対象

本会会員

2) 期間

5月1日から7月31日まで

3) 方法

- (1) 会員施設代表者及び個人会員に文書で協力を依頼する。
- (2) 募金は、指定口座への振り込みとする。

3 助成方法

1) 助成施設の募集

募集期間は、4月1日から6月30日とし、本会ホームページに本要綱を掲載する。

2) 対象

福祉施設等（官公立を除く）を対象とする。ただし、同一施設への助成は前回の助成から5年以上経過した後とする。

3) 資金

前年度の募金及び繰越金を資金とする。

4) 助成金額

1施設に対する助成は100万円以内とする。

5) 助成の申請

助成を受けようとする施設の代表者は、毎年4月1日から6月30日までに[助成申請書（様式1）](#)に、次の書類を添えて本会へ提出（申請）する。

- (1) 見積書（添付）
- (2) カタログまたは写真（添付）
- (3) 事業内容を示す定款（添付）

6) 助成施設・助成内容の審査及び決定

助成施設、助成内容（物品名・金額）等は、運営会議において審査・決定し、理事会に報告する。

7) 助成内容の決定通知

申請施設の代表者あてに（9月30日までに）助成内容を明示した書面で通知する。

8) 完了報告

助成を受けた施設の代表者は、次の書類を12月25日までに本会へ提出する。

- (1) [完了報告書\(様式2\)](#)
- (2) [購入報告書\(様式3\)](#)
- (3) [助成金振込申出書\(様式4\)](#)
- (4) 本会宛の請求書(添付)
- (5) 贈呈された備品であることを明示した写真(添付)

4 助成品の確認

本会事務局は、助成施設(現地)に出向き助成品の現物確認を行うとともに、その結果を[確認報告書\(様式5\)](#)により会長に報告する。

5 事務処理

助成に係る事務処理は事務局が行う。

- 附 則
- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
 - 2 公益社団法人愛知県看護協会「みどり募金」助成要綱は、令和2年3月31日をもって廃止し、この要綱の内容に反しない限りでこの要綱に引き継ぐ。